

改正

昭和46年3月26日条例第13号

昭和47年3月30日条例第7号

昭和50年3月28日条例第20号

平成8年3月27日条例第11号

平成11年3月15日条例第14号

廃止 平成30年3月19日条例第15号

須賀川市重度心身障害児介護手当支給条例

(目的)

第1条 この条例は、精神又は身体に重度の障害を有する児童を保護している者に、重度心身障害児介護手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、3歳以上20歳未満であつて、次の各号の一に該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる2級以上（心臓機能障害、じん臓機能障害又は呼吸器機能障害にあつては3級を含む。）の障害の程度を有する者

(2) 知的障害の状態にある者で、知能指数が50以下の者

(受給資格等)

第3条 手当は、市内に居住し、児童と同居して、児童を介護する保護者（以下「保護者」という。）に支給する。

2 手当の支給を受けようとする保護者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

3 市長は、前項の認定をしたときは、本人に通知するものとする。

4 第2項の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号の一に該当するときは、受給資格は消滅する。

(1) 児童が死亡したとき。

(2) 市内に居住しなくなったとき。

(3) 保護者でなくなったとき。

(4) 児童が第2条に該当しなくなったとき。

5 前項各号の一に該当することとなったときは、受給者は速やかに、市長に届出なければならぬ。

(手当の額)

第4条 手当の額は、児童1人につき、年額2万円とする。

(支給期日)

第5条 手当は、毎年11月1日に、現に受給資格を有する者に、年額を支給する。ただし、その日が日曜日にあたるときは、その前日に繰り上げて支給する。

(支給の制限)

第6条 市長は、保護者が児童の介護を怠っていると認めるときは、手当を支給しないことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に規則で定める。

附 則

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年3月26日条例第13号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月30日条例第7号)

(施行期日)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月28日条例第20号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月27日条例第11号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月15日条例第14号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月19日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に、この条例による廃止前の須賀川市重度心身障害児介護手当支給条例第3条の規定により受給資格の認定を受けた者に係る重度心身障害児介護手当の支給については、同条第4項の規定により受給資格が消滅するまでの間、なお従前の例による。

(須賀川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

3 須賀川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年須賀川市条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「須賀川市重度心身障害児介護手当支給条例(昭和44年須賀川市条例第10号)による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの」を「須賀川市重度心身障害児介護手当支給条例を廃止する条例(平成30年須賀川市条例第15号)附則第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた同条例による廃止前の須賀川市重度心身障害児介護手当支給条例(昭和44年須賀川市条例第10号)による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの」に改める。

参考資料

○身体障害者福祉法施行規則による2級以上の障害程度表

		1級	2級
視覚障害		両眼の視力の和が、0.01以下のもの	両眼の視力の和が、0.02以上0.04以下のもの
聴覚障害			両耳の聴力損失がそれぞれ90デシベル以上のもの(全ろう)
肢体不自由	上肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢の指のすべてを欠くもの 3 一上肢を上腕の $\frac{1}{2}$ 以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの
	下肢	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の $\frac{1}{2}$ 以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の $\frac{1}{2}$ 以上で欠くもの

		の	の
	体幹	体幹の機能障害により、坐っていることができないもの	1 坐居又は起立位を保つことが困難なもの 2 立ち上ることが困難なもの

○知的障害者程度表

1 重度

知能指数25以下、知能は2～3歳程度で成人しても自立することは不可能

2 中度

知能指数26～50、成人しても知能年齢は6～7歳程度